

おおはた 大畠遺跡

白石市教育委員会 小川淳一・石本 弘

所 在 地 宮城県白石市字大畠一番、大畠二番
東大畠、寺屋敷前、堂場前、郡山字
五昇路・荒屋敷、不澄ヶ池

立地環境 白石盆地北東部、白石川右岸、斎川下流左岸の標高 47~44m の自然堤防

発見遺構　掘立柱建物、礎石建物、区画溝、溝
　　竪穴建物、土坑など

年 代 官衙は8世紀前半～10世紀前半
出土遺物は飛鳥時代～鎌倉時代

遺跡の概要

白石盆地北東部で東流する白石川と北流する斎川が合流する。大畠遺跡は白石川と斎川に挟まれた自然堤防上にある（第1図）。遺跡西端と南端では運河の可能性もある河川が確認されている。遺跡からは北方に神体山の青麻山、北西に蔵王連峰の不忘山を望むことができる。大畠遺跡の南には本郷遺跡、東には観音崎遺跡、北には弥陀内遺跡、北西には祢宜内遺跡が隣接している。

1990年からの調査によって、大畠遺跡の一角から掘立総柱建物・礎石総柱建物・溝などが発見され、建物は養老5(721)年建郡の荔田郡衙跡の正倉、溝は正倉院の区画溝と推定されている。

正倉院に関する調査は宮城県教育委員会と白石市教育委員会(1991・1992年)によるものがある。県教委分は発掘調査報告書(宮城県1991・1995・2003)があるが、市教委分は報告書として公表されていない。このため、遺構・遺物の実測図や写真を提示することはできないが、この機会に、市教委による正倉院に関わる遺構確認調査の概要を中心に報告しておきたい。本報告に際し、これまでの大畑遺跡の調査記録(実測図・写真)を点検し、遺物を実見した。土器・瓦については接合・復元作業を行った。尚、以下の本文中の遺構番号は宮城県2003の第6図「建物配置模式図」による。

1 矢田郡衙跡の施設

苅田郡衙跡で確認されているのは正倉院の一部だけである。郡庁・館・厨家・廐などや付属寺院は未だ発見されていない。近年、本郷遺跡で巨大柱穴・掘立柱建物・区画大溝・石積み列・整地層、瓦・円面鏡・灰釉陶器・馬歯などが発見され、正倉院以外の苅田郡衙の施設の可能性も考えられている（古代城柵官衙遺跡検討会 2017・2018）。

2 正倉院（第2図）

苅田郡衙跡の正倉院からは掘立総柱建物4棟（第1・2・5・10号）・礎石総柱建物3棟（第3・6・7号）・掘立側柱建物3棟（4・8・9号）と区画溝（第1・2・3号）が発見されている。苅田郡衙正倉院については、①掘立柱建物・礎石建物の柱筋を揃えた計画的配置、②掘立柱建物から礎石建物への変遷、③院の南辺と西辺の区画溝、④礎石建物の基礎地業（掘込地業）、⑤瓦倉の可能性についての指摘がある（宮城県1995・2003、藤木2012、亘理町2016）。



第1図 大畠遺跡の位置

[正倉院の区画溝]

苅田郡衛正倉院の区画溝の復元案が提示されている（宮城県 2003、亘理町 2016）。第 1 号溝を西辺、第 3 溝を南辺としている。第 1 号溝は北方で西に曲がる屈折区画溝としている。ただ、第 2・3 号溝がほぼ真北に平行・直交し、正倉の方位も第 2・3 号溝に平行しているのに対して、第 1 号溝だけは真北より約 4° 東偏している。また、第 1 号溝が西に屈折した延長線上での溝の確認作業はしていない。溝は屈折せず、北方に延びている可能性もあるが、これも確認はしていない。第 1 号溝は正倉院西辺の区画溝の可能性はあるが、溝の西側の別施設の東辺区画溝の可能性も考えられる。

[正倉院の範囲]

これまでの調査で、南辺の第 3 号溝から北へ約 150 m のラインより北側からは総柱建物は発見されていない。また、近年になって、七ヶ宿ダム管理所管理用宿舎の北側の水田から、土地区画整理事業の際に、3 間 × 3 間の礎石総柱建物のほぼ 1 棟分の礎石 15 点が見つかっていたことが分かった（庭石に転用）。この場所は第 7 号礎石建物の東方約 120 m に位置している。発見されている正倉は第 1 号溝近くに南北に並んでおり、これを正倉院西側の南北正倉群とすると、庭石転用礎石の建物は正倉院東側の南北正倉群の 1 棟の可能性もある。西辺の区画溝が第 1 号溝より西側にあり、西辺が南辺とほぼ直角に接続すると仮定すると、正倉院の範囲は南北約 150 m ほど、東西も同じ位になる。

[掘立柱建物から礎石建物への変遷]

市教委による遺構確認調査で、第 8 号掘立柱建物から第 6 号礎石建物へと変遷することが、層位的に確認されている。掘立柱から礎石へと変遷することは確認できたが、その年代を示す資料はない。第 7 号礎石建物の下層からも柱穴が発見されており、同様の変遷が想定される。

[礎石建物の基礎地業と基壇]

第 6・7 号礎石建物とその下層の調査で、礎石建物の基礎地業と基壇に関する資料が得られている。
①基礎地業は掘込地業で、その工法は総地業である。掘込地業は一辺約 15 m ほどの方形の範囲内を旧表土上面から下層の基盤砂礫層中まで全体的に約 20 cm 堀り下げ、掘込地業掘方周縁部は更に幅約 150 cm・深さ約 20 cm で溝状に堀り込んでいる。このような掘込地業は福島県南相馬市の行方郡衙跡（泉官衙遺跡）正倉院の礎石建物にも見られる（南相馬市 2007、藤木 2016）。②掘込地業後、基壇を構築するが、本格的な版築は認められない。基壇は掘込地業掘方全体に厚さ約 10 ~ 20 cm で、大きく 3 回に分けて、層状に積んで築かれている。③完成した基壇は、掘込地業掘方周縁部分は幅約 100 cm の雨落溝状に旧表土上面より約 10 cm 低く、基壇本体部分は旧表土上面より約 20 cm 高くなっている。掘込総地業をしているが低基壇である。④第 7 号礎石建物では、建物外側の基壇上面北側縁辺部で幅約 2 m・長さ約 5 m の範囲に 10 ~ 20 cm 大の扁平な河原石が確認されている。大きさの揃えた石を、平坦面を上にして敷いていることから、基壇上の礎石建物の周囲全面が玉石敷で舗装されていた可能性を考えたいが、正倉での類例を知らない。また、行方郡衙跡や群馬県太田市の上野国新田郡衙跡（天良七堂遺跡）の郡庁院で発見されている玉石敷も気になるところである（藤木 2016）。

[第 6 号礎石建物の柱の位置]

宮城県 2003 の第 6 図に復元されている第 6 号礎石建物の西側柱列は、市教委調査時の実測図と写真を見ると、復元されている位置に礎石据穴は確認できない。西側柱列は一間分東に位置するものと推定される。これで、南北に並ぶ第 3・6・7 号礎石建物の西側柱筋が揃うことになる。

[基壇上面の一括土器]

第 7 号礎石建物の基壇上面で一括土器が発見されている。土器群は西側柱列の南隅柱の一本北の礎石据穴周辺に広がっていた。基壇上面では焼面や焼土・炭化物のブロックが数カ所確認され、第 7 号

建物は火災に遭った可能性がある。土器群は焼土・炭化物を含む土と共に出土しており、火災に遭った建物の基壇上面で土器による祭祀行為（火災消除・地鎮など）が行われた痕跡と推定される。土器群は、土師器（ロクロ内黒坏3・ロクロ内黒高台坏3・ロクロ甕1・非ロクロ甕1）、須恵系土器（坏5・皿1・高台坏2・高台皿1・高台鉢3）からなり、10世紀前半頃のものと推定される。この土器群を白色粘土ブロックを多量に含む盛土が覆っており、祭祀後に基壇が改修された可能性がある。

3. 正倉と瓦

[瓦の分類と瓦群の設定]

第1号溝と正倉の周辺から軒平瓦・丸瓦・平瓦が出土している。軒丸瓦は皆無である。大畠遺跡の瓦については、宮城県1995の分類を基にした藤木海氏の分類がある（藤木2012）。

藤木氏による瓦の分類と設定された瓦群は以下の通りである。

[軒平瓦] (1) 類：ロクロ挽き四重弧文軒平瓦 (2) 類：手描き四重弧文軒平瓦

[丸 瓦] 粘土板巻き作り・凸面ヘラケズリ

A類：模骨痕あり A①類：凸面ヘラケズリ A②類：凸面ヘラケズリ・一部平行タタキメ

B類：模骨痕なし 凸面ヘラケズリ

[平 瓦] 粘土板桶巻き作り・凸面格子タタキメ

A類：凸面の格子タタキメが大型で深いもの 凹面全面ヘラケズリ

B類：凸面の格子タタキメが中型のもの 凹面全面ヘラケズリ

C類：凸面の格子タタキメが小型のもの 凹面部分ナデ

以上の瓦を、I群：軒平瓦（1）類・丸瓦A①類・平瓦B類、II群：軒平瓦（2）類・丸瓦A②類・平瓦C類とし、丸瓦B類はどちらか不明としている。平瓦A類についての記載はない。

[瓦群の生産年代]

瓦の生産年代も県教委1995報告書を基に藤木氏が整理している（宮城県1995、藤木2012）。I群の軒平瓦（1）類は白石市兀山窯跡で生産されたものである。兀山窯跡の軒瓦は相馬市黒木田遺跡の軒丸瓦Aa類、軒平瓦Ba1類の系譜にあるもので、その年代は7世紀末～8世紀初頭と考えられており（佐々木・菊地1985）、I群も同年代と推定されている。II群の軒平瓦（2）類を生産した窯跡は不明であるが、多賀城創建期（第I期）の瓦群である「三重弧文軒平瓦」514に類似していることが指摘されており、II群は多賀城創建期の8世紀前葉と推定されている。

[瓦群の再整理案]

接合・復元した大畠遺跡と兀山窯跡の瓦の観察から、①兀山窯跡の軒平瓦（大畠遺跡の軒平瓦（1）類）の平瓦部が平瓦B類であること、②兀山窯跡の丸瓦が全て丸瓦B類であることを確認した。さらに、③丸瓦A類のような側板連続模骨痕のある丸瓦は多賀城第I期最古の大崎市下伊場野窯跡（多賀城研1994）にはないこと、④平瓦A類のような一辺1cm以上の正格子タタキメのある平瓦は仙台市大蓮寺窯跡（仙台市1993）にはあるが、多賀城第I期の平瓦（多賀城研1994）にはないことが確認できる。①～④から、瓦群を再整理すると、I群は軒平瓦（1）類・丸瓦A類・平瓦B類（軒平瓦（1）類の平瓦部）に丸瓦B類・平瓦A類が加わる可能性があり、II群は軒平瓦（2）類・平瓦C類だけになると推定される。II群には丸瓦がないことになる。

[市教委調査区の瓦の出土状況と正倉]

市教委の調査は遺構確認であり、掘り込んで精査した遺構は第1号溝だけである。よって、遺構出土の瓦は全て第1号溝出土である。この瓦の接合・復元作業を行った。軒瓦は接合状況、丸瓦・平瓦はほぼ完形品に復元できた瓦を基に出土破片から個体数を推定し、瓦群毎に整理すると、I群瓦は軒

平瓦（1）類（平瓦B類を含む）が1個体分、丸瓦A類が約半個体分、丸瓦B類がほぼ1個体分、平瓦A類が3個体分、II群瓦は軒平瓦（2）類が6個体分、平瓦C類が5個体分となった。I群瓦は種類は多いが、個体数は少ない。軒平瓦の個体数はII群がI群の6倍、平瓦の個体数はII群がI群の1.7倍である。

出土瓦が正倉に使用されたものと仮定すると、出土瓦と正倉との関連については次のようなことが考えられる。①出土量の多いII群瓦が苅田郡衙創建期の正倉所用瓦として新たに生産された瓦であり、I群瓦は郡衙創建以前の未確認の寺院や官衙施設用に生産された古い瓦を新郡衙正倉用に転用した可能性、②II群瓦が苅田郡衙創建期の瓦倉の所用瓦で、I群瓦は未調査部分にある苅田郡衙創建以前の未確認の瓦倉の所用瓦の可能性（藤木2012）、③現在発見されている正倉は瓦倉ではなく、未調査部分に瓦倉がある可能性（藤木2012）などである。また、瓦の出土量からは、総瓦葺きではなく、甍棟などの部分的に瓦を葺いた瓦倉の可能性が指摘されている（藤木2012）。さらに、瓦の生産年代が限定されることから、瓦倉は苅田郡衙創建期につくられた可能性が高いと考えられる。

[県教委調査区の発見遺構と第3・4号溝]（第3図）（遺構番号は宮城県1991・1995による）

国道113号線バイパス工事に伴う1990・1994年の発掘調査で掘立柱建物2棟（第1・2号）・礎石総柱建物1棟（第3号）・溝8条（第1～8号）が発見されている。この内、第3・4号溝は、市教委の第6・7号礎石建物の調査から、礎石建物の掘込総地業の掘方周縁部の痕跡と考えられ、第1号掘立柱建物から掘込地業のある礎石建物（仮称X礎石建物）への変遷が推定される。尚、第3号建物には掘込地業の痕跡は見られない。旧表土上に低基壇を築いた礎石建物と推定される。このような基壇の礎石建物は行方郡衙正倉でも確認されている（南相馬市2007、藤木2012）。

[県教委調査区の瓦の出土状況と正倉]（第3図）（遺構番号は宮城県1991・1995による）

県教委調査出土の瓦は実見していないが、報告書で瓦の出土している遺構を確認すると、第1号掘立柱建物の柱穴掘方埋土から平瓦A・C類、第2号掘立柱建物の雨落溝から平瓦細片、第1号溝から軒平瓦（1）・（2）類、丸瓦A・B類、平瓦A・B・C類、第2号溝（院内区画溝）から平瓦C類、第3号溝（X礎石建物掘込地業積土）から丸瓦A類・平瓦B類が出土している。

出土状況から瓦倉の可能性のある正倉を推定する。第1号掘立柱建物の瓦は柱穴掘方埋土から出土しており、この掘立柱建物を建てる前から瓦を使用した建物が近くにあったことが分かる。その瓦は平瓦A類（I群）と平瓦C類（II群）であり、掘立柱建物を建てる前からI群とII群の瓦が既に使用されていたことになる。ただ、建物自体が瓦倉であったかは分からない。第2号掘立柱建物の瓦は建物に伴う雨落溝からの出土であり、瓦倉の可能性はある。X礎石建物の瓦は掘込地業掘方埋土（基壇積土）からの出土であり、建物自体が瓦倉であったかは分からない。第3号礎石建物も瓦倉であったかは分からない。総柱建物4棟の内、瓦倉の可能性が推定できるのは最も小型の第2号掘立柱建物だけである。正倉の礎石化に伴って瓦倉になったのではなく、掘立柱建物の段階が瓦倉だったことになる。これは、瓦の生産年代から瓦倉の造営を苅田郡衙創建期だけとする理解とも矛盾しない。ただし、第2号掘立柱建物も出土瓦は細片であり、瓦倉の可能性はあるが確証は持てない。これまでに発見されている正倉が瓦倉ではなく、未調査部分に瓦倉がある可能性も否定はできない。全種類の瓦が出土しているのは第1号溝であり、第1号溝の西側部分の調査が必要である。

4. 正倉以外の遺構と出土遺物

[合口土師器甕遺構]

正倉院北方でロクロ土師器長胴甕2個体を横位で合口にした遺構が発見されている。内部からロクロ内黒土師器坏完形品1点と非ロクロ長胴甕破片4点が出土している。9世紀の遺構で、ロクロ土師

器長胴甕の1個体は会津型長胴甕(宮城県2016)である。類似遺構は八幡坂窯跡でも確認されている。

[出土遺物]

[土師器] 7世紀前半から10世紀前半の土師器が出土している。8世紀前半の土師器が多く、後半のものは少ない。①7世紀前半から8世紀前半の土師器には在地の土師器、東北北部系土師器、関東系土師器がある。②東北北部系土師器は壺・小型壺・甕がある。小型壺は口縁部が二重口縁状の受口のもので、岩手県北部を中心とするものに類似する。甕は受口状口縁のもの、口縁端面が平坦なもの、頸部に横走沈線が入るものがある。③関東系土師器は壺のみが確認される。7世紀後半から8世紀前半のもので、北武藏を中心とする地域に系譜があるとされている壺が主体である。関東系土師器は周辺の本郷遺跡・観音崎遺跡・祢宜内遺跡からも出土している。製塩土器片も出土している。

[須恵器] 7世紀後半以降の須恵器が出土している。①山形県高畠町高安窯跡群の大型甕の口縁部に類似した破片が確認される。②『白石市史』考古資料編にある斎川表採の高台盤2点・高台杯1点は全面にヘラミガキが施されたミガキ須恵器である。③会津若松市大戸窯産須恵器が多く出土している。9世紀の長頸瓶を主体とし、広口瓶も確認される。大戸産須恵器は市内全域で出土する。

[須恵系土器] 10世紀前半の一括土器が出土している。上蟹沢古墳・江の下遺跡では10世紀後半の小型杯、祢宜内遺跡・観音崎遺跡では11世紀中頃の植田前遺跡のものに似た小皿が確認される。

[施釉陶器] 大畑遺跡から施釉陶器は出土していない。観音崎遺跡・本郷遺跡の施釉陶器については『多賀城施釉陶磁器』(多賀城研2020)で報告されている。白石条里遺跡からは三彩が出土している。

[陶硯] 円面硯が7点出土している。観音崎遺跡・本郷遺跡からも円面硯が各1点出土している。

関連文献

大橋泰夫 2020 「陸奥国苅田郡」『古代日本における国郡制形成に関する考古学的研究』科研研究成果報告書

佐々木和博・菊地逸夫 1985 「白石市兀山遺跡の古瓦」『赤い本』第2号

白石市教育委員会 2009 『八幡坂遺跡ほか発掘調査報告書』白石市文化財調査報告書第34集

白石市教育委員会 2008 『大畑遺跡』『市内遺跡発掘調査報告書III』白石市文化財調査報告書第31集

白石市教育委員会 2017・2018 『本郷遺跡』『第43・44回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』

白石市史編さん委員会 1976 『白石市史 別巻』考古資料編

鈴木 雅 2018 「旧国造北縁の集落と官衙—柴田・苅田の様相—」『第44回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』

仙台市教育委員会 1993 『大蓮寺窯跡』仙台市文化財調査報告書第168集

多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡』政庁跡本文編

多賀城跡調査研究所 1994 『下伊場野窯跡群』多賀城関連遺跡発掘調査報告書19冊

多賀城跡調査研究所 2020 『多賀城施釉陶磁器』宮城県多賀城跡調査研究所資料V

南相馬市教育委員会 2007 『泉廃寺跡』南相馬市埋蔵文化財調査報告書第6集

藤木 海 2012 「宮城県大畑遺跡(陸奥国苅田郡衙)」『古代日本における法倉の研究』科研研究成果報告書

藤木 海 2016 『シリーズ「遺跡を学ぶ」106 南相馬に躍動する古代の郡役所 泉官衙遺跡』新泉社

宮城県教育委員会 1991 「大畑遺跡」『館南囲遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第144集

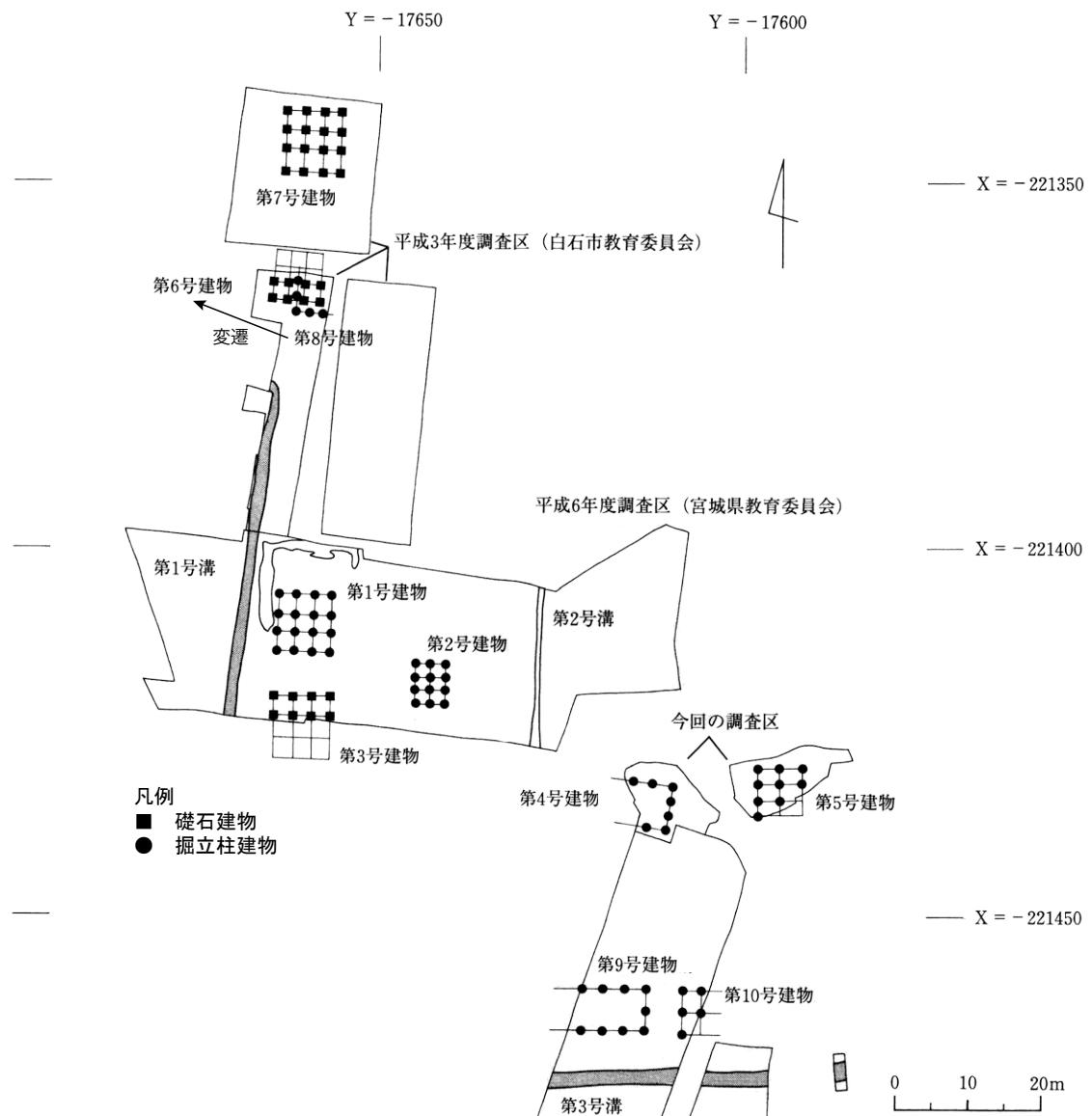
宮城県教育委員会 1995 「大畑遺跡」『大畑遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第168集

宮城県教育委員会 2003 「大畑遺跡」『壇の越遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第195集

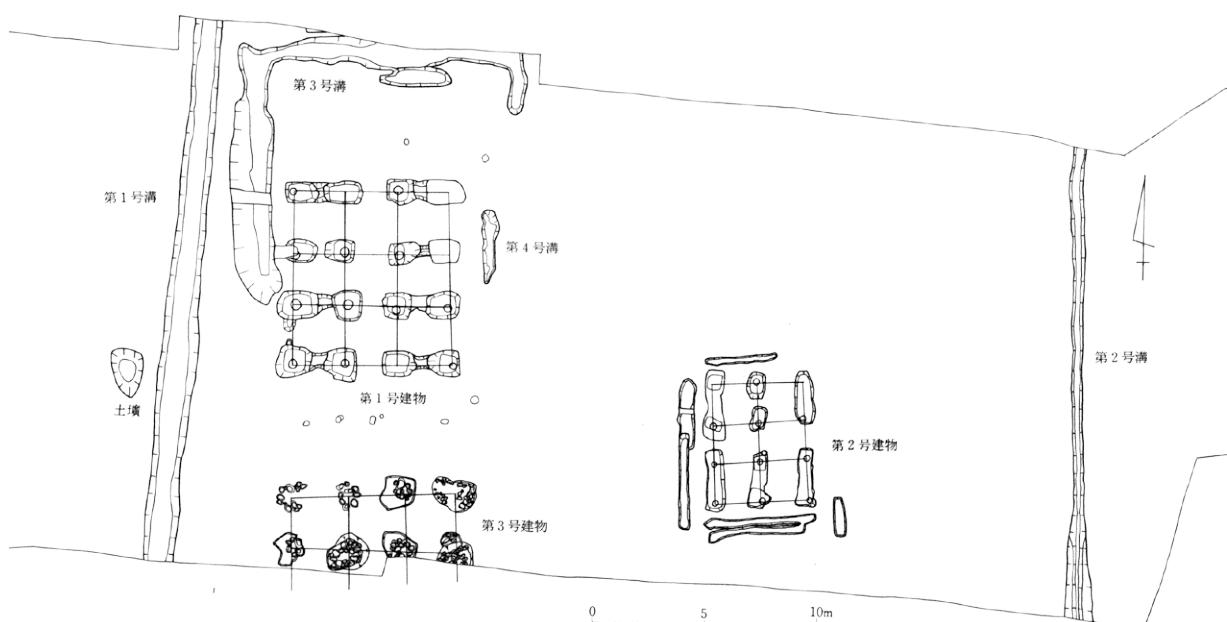
宮城県教育委員会 2014 『山王遺跡VI』宮城県文化財調査報告書第235集

宮城県教育委員会 2016 『御駒堂遺跡・堂の沢遺跡』宮城県文化財調査報告書第244集

亘理町教育委員会 2016 『三十三間堂官衙遺跡』亘理町文化財調査報告書第19集



第2図 大畠遺跡建物配置模式図（宮城県 2003）



第3図 大畠遺跡遺構配置図（宮城県 1995）